

平成27年度港湾労働衛生強調月間実施要領

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

1 趣旨

港湾貨物運送事業における自主的な労働衛生管理活動を促進し、職場における労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を推進するため、当協会は、全国労働衛生週間(10月1日から7日まで)に呼応して、昭和51年度から「港湾労働衛生強調月間」(以下「強調月間」という。)を設け、積極的な取組を展開しているところです。

労働者の健康を巡る問題を見ますと、平成26年度の精神障害の労災支給決定件数が497人(過去最多)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

また、業務上疾病の件数は長期的には減少しているものの平成26年は前年から105人増加して7,415人となり、腰痛は186人増加して4,624人となっています。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとされています。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成27年7月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されました。

平成27年度は、誰もが安心して健康に働くことができる港を実現するための第12次労働災害防止計画(平成25年度から29年度までの5か年計画)の第3年度に当たりますが、当強調月間においては、労働衛生に留意したリスクの低減対策の実施、ストレスチェック制度の導入等のメンタルヘルス対策の充実等、次の事項を重点に、職場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動を推進することとします。

2 重点事項

- (1) ストレスチェック制度に係る取組の準備等メンタルヘルス対策の推進
- (2) 労働衛生管理体制の整備と衛生委員会の活動の活性化、労働衛生に留意したリスク低減対策の実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入の推進
- (3) 過重労働による健康障害を防止するための恒常的な長時間労働の抑制、長時間労働した者に対する医師による面接指導等を含む的確な健康診断等と事後措置の実施
- (4) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防及びWBGT値の計測等による熱中症予防対策の推進の徹底
- (5) 危険物又は有害物事前連絡表の提出(事前把握)等の徹底による安全作業の励行
- (6) 酸素欠乏症の防止対策の徹底及び石綿取扱い作業従事者(退職者を含む。)に対する健康診断の実施等石綿障害の予防及び健康確保対策の徹底
- (7) 職場の快適化の推進及び高齢者に配慮した労働衛生対策の推進

3 スローガン 「職場発! 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

4 期間 本期間10月1日から10月31日まで

なお、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

5 主唱者 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

6 実施 会員事業場

7 後援 厚生労働省、国土交通省

8 協賛 一般社団法人日本港運協会、一般社団法人日本倉庫協会

9 賛助 賛助会員港湾管理者、一般社団法人日本船主協会、外国船舶協会

10 実施事項

(1) 協会本部

- ① 全国労働衛生週間の行事に協賛する。
- ② メンタルヘルス対策等健康確保対策に関する安全衛生セミナーを開催する。
- ③ 強調月間実施要領を配布し、その趣旨の徹底を図る。
- ④ 強調月間の実施を推進するため、関係機関及び諸団体に協力を要請する。
- ⑤ 強調月間用ポスター、のぼり等を頒布する。
- ⑥ 防じんマスク、酸素測定器具、騒音計等の関連用品を斡旋する。
- ⑦ 健康障害を防止するための改正労働安全衛生法を周知する。
- ⑧ 危険物又は有害物事前連絡表の提出の徹底等による安全作業を指導する。
- ⑨ 会員事業場の実施事項について指導、援助を行う。

(2) 総支部及び支部

- ① 強調月間実施要領を会員事業場に周知する。
- ② 健康障害を防止するための改正労働安全衛生法を周知する。
- ③ 危険物又は有害物事前連絡表の提出の徹底等による安全作業を指導する。
- ④ 強調月間の効果的な実施のため、労働衛生部会等を開催し、労働衛生に関する問題とその対策について検討する。

(3) 会員事業場

日常の労働衛生活動の総点検を行い、次に掲げる事項等の具体的な実施計画を定め、労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに自主的な労働衛生管理活動の定着を目指し、準備期間及び強調月間中積極的に推進する。

① 改正労働安全衛生法に関する事項

イ 平成27年12月1日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組の準備

ロ 平成28年6月に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備

a. 化学物質の取扱状況と安全データシート（SDS）の入手状況の確認

b. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のSDSの交付状況の確認

c. 過去に実施した化学物質に係るリスクアセスメントの結果の確認又は過去に実施したことがない若しくは実施結果を確認できなかった場合のリスクアセスメントの実施

ハ 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施

c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

② 強調月間及び期間中の実施事項を全従業員に周知し、経営トップが自己の責務について認識し、以下の事項について労働衛生管理体制を整備し、自主的な労働衛生管理活動を推進する。

イ 労働衛生に関する年間計画の推進状況の把握と確認

ロ 衛生委員会の活動の活性化

ハ 労働衛生に関する作業主任者の選任と職務の励行

- ニ 現場管理者の職務及び権限の明確化
 - ホ 労働衛生管理に関する社内規程の点検とその整備・充実
 - ヘ 労働衛生関係情報の収集・整理と周知
 - ト 優良職場・功績者等の表彰、労働衛生教育、事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - チ 労働衛生分野におけるリスクの評価・低減対策の実施及びこれを基礎とする労働安全衛生マネジメントシステム導入の推進
- ③ 経営トップ又は総括安全衛生管理者による職場巡視を実施する。
 - ④ 健康診断の完全実施と適正な事後措置を徹底し、有所見率の減少に努める。
 - ⑤ メンタルヘルス対策を推進する。
 - イ 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
 - ロ 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - ハ 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - ニ 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - ホ 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
 - ヘ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用及び安全衛生セミナー等の積極的受講
 - ⑥ 過重労働による健康障害を防止するための総合対策を推進する
 - イ 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - ロ 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - ハ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - ニ 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
 - ⑦ 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）によるリスクアセスメント、作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）を推進する。
 - ⑧ 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
 - ⑨ 石綿取扱い作業従事者（退職者を含む。）に対する健康診断の実施、石綿の製造等が完全に禁止されていない地域から輸入される石綿代替製品について、船内荷役作業を行う場合、石綿を含有していないことの確認の徹底等石綿障害の予防及び健康確保対策を実施する。
 - ⑩ 作業環境管理・作業管理を励行し、快適な職場環境の形成を図る。
 - ⑪ 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善を図る。
 - ⑫ 「危険物又は有害物事前連絡表」やSDSの活用等により危険物又は有害物の作業前の把握を行い、それらに適合する保護具の点検・整備・着装を徹底する等、安全な作業方法の実施のための措置を講ずる。
 - ⑬ 事業場、作業場等に労働衛生旗を掲揚するとともに、月間用ポスター、スローガン、のぼり等を掲げ、労働衛生意識の高揚を図る。
 - ⑭ 休憩・休養設備の点検、整備を図る。
 - ⑮ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項に基づく適切な健康情報の取扱いを徹底する。